

船舶事故調査報告書

平成29年10月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成29年3月18日 19時00分ごろ
発生場所	徳島県阿南市那賀川河口付近 中島港南防波堤灯台から真方位220° 2,080m付近 （概位 北緯33° 56.4′ 東経134° 41.1′）
事故の概要	漁船正栄丸は、南南西進中、また、漁船春日丸は、漂泊中、両船が衝突した。 正栄丸は、船首部船底に亀裂等を生じ、また、春日丸は、発電機の濡損等を生じた。
事故調査の経過	平成29年3月21日本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）及び6月15日1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 正栄丸、0.6トン T03-30194（漁船登録番号）、個人所有 5.36m (Lr) × 1.85m × 0.64m、FRP ガソリン機関、60kW（動力漁船登録票による）、不詳 B 漁船 春日丸、0.5トン T03-18723（漁船登録番号）、個人所有 4.87m (Lr) × 1.63m × 0.62m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、平成4年10月1日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 35歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年6月4日 免許証交付日 平成24年6月4日 （平成29年6月3日まで有効） B 操縦者B 男性 79歳 操縦免許 なし
死傷者等	なし
損傷	A 船首部船底に亀裂等 B 発電機に濡損、マストに曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好

	<p>水象：水面 平穩</p> <p>日没時刻：１８時１２分ごろ</p> <p>月出時刻：２３時２２分ごろ</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが１人で乗り組み、しらすうなぎ漁の目的で、平成29年3月18日18時53分ごろ、法定灯火を表示し、那賀川河口付近の漁場に向けて僚船1隻と共に阿南市中島港を出港した。</p> <p>船長Aは、那賀川の上流に向かって南西進し、漁場付近に至った所で左転して船首を右岸に向け、船外機を中立運転として前進行きあしで南南西進し、漁の準備として、風による船体の横流れを減少させるための板を水中に入れて外板に固定する作業を始めた。</p> <p>船長Aは、左舷側の海面を見ながら作業中、19時00分ごろ船首方からの異音を聞き、船首方を見たところ、A船の船首部がB船の船首部に乗り上げている状況を認めた。</p> <p>船長Aは、B船の操縦者Bと共に、負傷の有無と両船の損傷状況を確認した後、警察署に本事故の発生を通報した。</p> <p>A船は、A船の僚船によりB船から引き下ろされた後、帰航を始めたところ、船長Aが船首部からの浸水を認めて船外機を止め、同僚船にえい航されて中島港に戻った。</p> <p>B船は、操縦者Bが１人で乗り、しらすうなぎ漁の目的で、18時55分ごろ、両色灯及び白色全周灯1個を点灯し、那賀川河口付近の漁場に向けて僚船1隻と共に那賀川大橋の上流約500mの左岸を出発し、漁場に至って船首を西方（上流）に向け、船外機を中立運転として漂泊を開始した。</p> <p>操縦者Bは、右舷方に2つの灯火を認め、2隻の漁船が那賀川の上流に向かっているのものでB船に近づくことはないものと思い、漁の準備として、集魚灯を船尾部の海面近くに下ろす作業を始めた。</p> <p>操縦者Bは、集魚灯を海面近くに下ろし、船体中央部に配した集魚灯の点灯スイッチを入れようと移動を開始した時、右舷船首方至近に接近していたA船の船体に気付いたものの、どうすることもできず、A船が、B船に衝突した後、B船に乗り上げて停止する状況を認めた。</p> <p>B船は、右舷側に傾斜して川の水が舷縁を越えて浸入し、集魚灯等の点灯スイッチ近くに配されていた発電機が濡損して機関を始動することができず、B船の僚船にえい航されて出発場所に戻った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、本事故発生当時、B船の灯火を見た記憶がなかった。</p> <p>操縦者Bは、ふだんから、出港前に発電機を始動し、集魚灯を除く全ての灯火の点灯スイッチを入れていた。</p> <p>B船は、船首部に両色灯1個、船尾部の両舷に各1個の集魚灯を常設していた他、船尾部に着脱する棒に取り付けた白色全周灯1個を備</p>

	<p>えていたが、本事故後の調査では、B船船内に白色全周灯を確認することができなかった。</p> <p>操縦者Bは、操縦免許を取得することなく、平成12年ごろからB船を操縦して漁を行っていた。</p> <p>本事故発生場所の周囲には、他船の灯火が見えにくくなるような陸岸の灯火はなかった。</p> <p>(写真1 B船 参照)</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、那賀川河口付近において、船外機を中立運転として前進行きあしにより南南西進中、船長Aが、漁の準備作業をしていて前方の見張りを適切に行っていなかったことから、漂泊中のB船に気付かず衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、那賀川河口付近で漂泊中、操縦者Bが、右舷方に上流に向かう2隻の漁船の灯火を視認したものの、B船に接近することはないものと思われ、漁の準備作業を続けて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、A船が左転してB船に向かう態勢となったことに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者Bは、小型船舶操縦士の免許を受有しておらず、B船を操縦してはならなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、那賀川河口付近において、A船が南南西進中、B船が漂泊中、船長Aが、前方の見張りを適切に行っていなかったため、B船に気付かず、また、操縦者Bが、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、A船が左転してB船に向かう態勢となったことに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶操縦士の免許を受有していない者は、小型船舶を操縦しないこと。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図



写真1 B船

